

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年4月26日(2018.4.26)

【公開番号】特開2017-22028(P2017-22028A)

【公開日】平成29年1月26日(2017.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2017-004

【出願番号】特願2015-139827(P2015-139827)

【国際特許分類】

H 01 R 13/6581 (2011.01)

H 01 R 13/6466 (2011.01)

H 01 R 13/6594 (2011.01)

H 01 R 12/71 (2011.01)

【F I】

H 01 R 13/6581

H 01 R 13/6466

H 01 R 13/6594

H 01 R 12/71

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月15日(2018.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

図2、図3及び図5を参照すると、保持部材40、シェル50、5つのコンタクト60及び4つの第2コンタクト70は、内部構造体12を構成している。換言すれば、コネクタ10は、その一部として内部構造体12を含んでいる。但し、本発明は、これに限られない。例えば、コネクタ10は、内部構造体12のみを備えていてもよい。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0036

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0036】

コネクタ10は、USB3.0接続に関連する主な部材や部位として、シェル50と、2つのシェル被固定部58と、1つのグランドコンタクト60Gと、2つの差動対60Pとを備えている。グランドコンタクト60Gは、接続部62と、連結部66と、被固定部68であるグランド被固定部68Gとを有している。差動対60Pの夫々は、2つの信号コンタクト60Sからなる。信号コンタクト60Sの夫々は、接続部62と、連結部66と、被固定部68である信号被固定部68Sを有している。以下、これらの部材や部位の構造や機能について更に詳しく説明する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0052

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0052】

図6を参照すると、コネクタ60は、USB3.0接続以外の用途にも使用できる。コネクタ10は、コネクタ60の用途に係らず、N+2個(Nは1以上の整数)のコネクタ60を備えている。2つのシェル被固定部58及びN+2個の被固定部68は、Y方向において互いに隣り合って1つの被固定部列16X(図14参照)を形成している。被固定部列16Xにおいて、被固定部68は、Y方向に沿って一列に並んでおり、且つ、シェル被固定部58は、Y方向における被固定部列16Xの両端に夫々位置している。Y方向に沿って被固定部列16Xを見ると、シェル被固定部58の夫々は、被固定部68と少なくとも部分的に重なっている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項11

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項11】

回路基板に搭載されるコネクタであって、
シェルと、夫々が前記回路基板に固定される2つのシェル被固定部と、N+2個(Nは1以上の整数)のコネクタとを備えており、
前記シェル被固定部の夫々は、前記シェルに接続されており、
前記コネクタの夫々は、前記回路基板に固定される被固定部を有しており、
2つの前記シェル被固定部及びN+2個の前記被固定部は、ピッチ方向において互いに隣り合って1つの被固定部列を形成しており、
前記被固定部列において、前記被固定部は、前記ピッチ方向に沿って一列に並んでおり、且つ、前記シェル被固定部は、前記ピッチ方向における前記被固定部列の両端に夫々位置しており、
前記ピッチ方向に沿って前記被固定部列を見ると、前記シェル被固定部の夫々は、前記被固定部と少なくとも部分的に重なっている
コネクタ。